

大和川の正常流量の検討に関する質問・意見等
(荻野委員から届いた資料)

番号	ページ/項	質問・意見等	委員の考え	ポイント	参考
1	表紙	コンサルタント会社の業務報告書がそのままの形で国(河川管理者)の説明資料として委員会に提供された。国の基本姿勢が問われる。	1. 業務報告書を利用することはかまわな いが、重要な検討課題は、国(河川管理 者)自らが執筆すべきである。 2. 国が業務を民間に委託するが、業務報 告書と公的な見解とは区分けするべきだ。	正常流量は基本方針の最重要項目の 一つである。	河川法第12条の2
2	1-9 流況 流況の経年 変化	図1-3-1において、1/10の濁水流量をS49 ~H18の3/31としているが、再検討が必 要です。	吉野川分水の通水前と通水後で濁水流量 は著しく変化した。対象期間をS53からH20 の3/30を採用するべきです。	S53までは県営事業等の末端整備等の ため安定していません。左の期間を採用 すると5m3/s強となり、より実際を反映し た数値となります。	基準濁水流量の決定は利 水管理上の要です。河川 法解説140ページ参照
3	1.5水利用の 状況 1-18 図1-5-3	直轄区間を対象とした場合と大和川水系 を対象とした場合で利水構造は変わりに ます。利水構造を検討するには、水系全 体を対象とする必要があります。	整備計画は直轄区間を対象としている。 利水構造から見ると水系の一部です。淀 川水系、紀ノ川水系からの転流で上工水・ 農水の補給もあります。	十津川の水は大和川には入らない(下 淵頭首工は大和丹生川の上流に位置し ている) 図1-5-3 十津川から吉野川へ約 1.6億m3、吉野川約1.1億m3	補助ダムも建設されてい て、再検討が必要。
4	1.6自然環境 の概要	最終的に指標魚種に採用されている二ゴ イの名前が拳がってこないのは何故か？	二ゴイは正常流量の決定の指標魚種には ならない。ここでは重要種にされていな い。	1-28 表1-6-2「大和川に生息する重要 種」には二ゴイは評価されていない。	二ゴイは重要種ではない。
5	1.8河道計画 1-35	基本方針の5200m3/sの説明に、王寺流 量3200、石川流量1700の合計が4800と なっている。100m3/sの差が出ている が？	委員会の説明があったと思いますが、図 1-8-1には説明がない。柏原で5200を300 調節して、4800も説明が必要です。	整備計画原案では基本方針を採用しな い方向ですから、それとの整合性が別途 検討が必要です。	基本方針の考え方
6	1.9人口・産 業・観光 1-37	想定氾濫区域には約423km2に393万人 が暮らしている。	想定氾濫区域はどこか？公表されたもの を記載すべきである。	想定氾濫区域を明示する必要がある。	想定氾濫区域の取り扱い を議論しておく必要あり
7	1.10.1ダム 計画の概要	表1-10-1には、6基の県営・府営ダムが 掲載されている。すべて補助ダムである。	1. どのような基準で6基を選ばれたの か。 2. 大和川本線に 対する治水、利水の関係を整備計画原案 では触れておく必要がある。倉橋ため池、 初瀬ダム、狭山池(ダム)(例えば、図2-4) の検討はしなくてよいか。	これらのダムは、工事実施基本計画を 基礎としている。基本方針を反映しない 原案ではダム操作管理の見直しが必要 ではなからうか。	整備計画原案のもとで指 定区間と直轄区間のバラ ンスがキチンと取れている かどうか説明が必要です。
8	1.7.3 Cプロ ジェクト	目標年は平成22年と定められている。	本年は目標年です。目標達成状況、目標 水質改善状況、整備状況等の対応はどの か？	直轄区間の施設整備(進捗)状況はどう か。整備計画原案との関係はどうなっ ているか。	施設整備に関しては費用 対効果の分析が必要であ る。

番号	ページ/項目	質問・意見等	委員の考え	ポイント	参考
9	2.対象区間の設定	対象区間の設定理由が述べられているが、これだけで、この区間が設定されている理由はわからない。	1.水質改善の状況はCプロジェクトの目標年(平成22年)では、ほぼ完成している。実際はどうか、2.ほとんどが堰の湛水区間、となっているが事実と異なる。3.大阪府他支流：河川利用もなくが事実と異なる。4.奈良県内のダムの影響および吉野川分水の影響についても事実と異なる。	1.堰の湛水区間が連続していることはない。2.西除川では狭山池による農業用水の利用および伏流水を含む地下水の利用が大きい。3.吉野川分水の影響および水道水の淀川水系からの転流も考慮しないといけない。	河川正常流量を分析する場合、指定区間も含めて水系全域を対象として、検討の結果、基準となるポイントの流量を設定する、必要がある。実際に指定区間では維持流量の決定がなされている。
10	図3-2-2(1)および(2)	(2)魚種(重要種)のなかにニゴイはあがっていない	この章までは、ニゴイは検討対象から除外されている。		
11	(1)対象魚種の選定 (2)代表魚種の選定	検討の対象とする魚種を4要素にもとずき区間毎に選定する…としている。	4要素の中に「重要種」の項目が上げられている。表4-1-2ではじめてニゴイの名前がでてくる。ニゴイは代表種から除外すべきです。	4要素にもとづいて、選定するのであるから表4-1-2の種名の中から、代表魚種の選定に当たって、重要種でない魚種を除かなければならない。何故、自ら定めた選定基準を無視するのか、	本検討業務報告書の不可解な点の一つである。
12	b)評価指標(4-11)	ニゴイについての記述、森下先生ヒアリングの概要…産卵に必要な水深	この章は、全面的に再検討するべきです。	そもそも、ニゴイは代表種から除外されなければならないのに、この章から急に検討され始めて、体高等の記載事項に矛盾が多い。	
13	(2)必要流量	すでに12.で再検討を必要としているので、以下の記述についてはコメントの必要はない。	表4-1-15(1)必要水深 ウグイ・ニゴイ 30cm、表4-1-15(2)必要流速ウグイ 30cm/s、表4-1-17必要流量、がでてくるが、各数値の決定手順が明らかではない。	この部分は、必要流量の決定のキーポイントである。数値だけが記載されて、その説明がない。	この業務報告書の根幹の部分であるが、説明がない。
14	a)からf)まで ページ4-32~4-37	水面幅(図上で)、川幅(下の説明文)の説明が分らない。図4-17-(1)~(6)HQ図に置いて、必要とする5m ³ /s近辺の流量実測データがない、何故か?	重要な要素であり、年間を通じて、この程度の流量は観測されるはず。実測データで作図すべきである。また、流速のチェックが必要である。	川幅や流速は水深とともに、流量決定のキーポイントである。分析検討が不十分と言わざるを得ない。	実測データがとれないならばその理由を記載するべきです。
15	4.1.2.漁業	表4-1-18 Carassius とは何か? 綴りが異なっているが。	説明して下さい。	現在、漁業権の設定はあるのでしょうか? 区域は設定奈良県内にあり、指定区間も含まれている。正常流量決定区間外でもある。	つづりが異なっている。もう少し緊張して、記述してほしい。役所のチェックがなかったのかなあ。

番号	ページ/項	質問・意見等	委員の考え	ポイント	参考
16	4.2.2必要流量の算出	図4-2-1必要流量設定方法について、点は実測データですか？何との相関係数ですか？	流量の範囲が、0～10m ³ /sで表されている。質問14と比べて、流量の範囲が大きくなっている。何故でしょうか？	5回の流量観測結果と記述されている。この流量範囲の実測値があるようですね。質問14の図は再検討して下さい。	次第にずさんな業務報告書となっていることが分かります。役所のチェックがなかったのかなあ。
17	4.3流水の清潔の保持からの必要流量	流総計画の作成年は何年か？ 図4-3-3において、Cプロジェクト実績および水質観測結果と流総計画(H22年目標)の照合が必要です。	流総計画の下水道整備完了年は平成22年である。本年の実績と照合して、この章の再検討をして下さい。	流総計画の単なる数値(流達負荷量)計算だけでなく、実際の状況をもとに、再検討する必要があります。	計画の時点からの時間経過が検討されていない。架空の計算結果では議論しようがない。
18	ページ4-62	表4-3-15区間別の濁水流量とは何か？	濁水流量の定義は、国土交通省でなされています。何年の濁水流量ですか？	言葉遣いがあいまいになってきています。	次第にずさんな業務報告書となっていることが分かります。役所のチェックがなかったのかなあ。
19	5.維持流量 6.水利流量 7.支川流量 の設定等	この3つの章は難しく理解できません。	上記の質問事項(18まで)が検討された後、分かりやすく説明して下さい。	説明が分からないのは、もちろん、読者側(委員)の力不足もありますが、事業者として分かりやすく表現する努力も必要です。	事業者は、出来る限り分かりやすく説明する責任があります。
20	8.正常流量	図8-2-2(1)(2)について	上記の質問事項(18まで)が検討された後、分かりやすく説明して下さい。図の表現そのものが複雑で理解できない。	説明が分からないのは、もちろん、読者側(委員)の力不足もありますが、事業者として分かりやすく表現する努力も必要です。	事業者は、出来る限り分かりやすく説明する責任があります。
21	(1)基本方針 文(案)	大和川水系河川整備基本方針の文案ままで、業務報告書に記述されています。	こんなことでよいのでしょうか？業務報告者と事業者(国)は立場も違います。何もかも全部お願ひします、では、納税者はどう思うのでしょうか。	せめて、事業者が自らの言葉で、説明書をキチンと作成すべきです。事業者の気のゆるみと、国民から「たるんだ」と言われやしないか？職員がせっかく頑張っているのに、このようにならずさんなもので、整備計画全体の評価が落ちてしまっています。	業者に任せきり、丸投げ・丸飲み、と批判されても仕方がありません。